

奈良県中小企業会館等活用検討委員会規則を廃止する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第八十六号

奈良県中小企業会館等活用検討委員会規則を廃止する規則

奈良県中小企業会館等活用検討委員会規則（令和四年三月奈良県規則第六十二号）は、
廃止する。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。